

「令和６年度 旅行業法遵守状況自己点検表（旅行サービス手配業向け）」

点検年月日 年 月 日
点検実施者

登録番号 東京都知事登録 旅行サービス手配業 第 号

登録業者名

点 検 項 目	点検結果
1. 旅行サービス手配業務に関する契約について	
①旅行サービス手配業務に関し、契約を締結したときは、旅行業法施行規則第４９条に記載のある事項を網羅した書面を交付しているか。 ※書面の交付は、年間契約等の基本的な契約の締結及び都度発生 of 契約等数種の書面によって満たすことも認められる。	良・不良
②インターネットを利用して旅行サービス手配業務を行う場合であって、書面を電磁的方法で交付する場合には、予め旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得ているか。	良・不良
2. 旅行サービス手配業務取扱管理者について	
①旅行サービス手配業務取扱管理者は、以下のいずれかに該当する者であるか。 （１）旅行サービス手配業務取扱管理者の登録研修機関が実施する旅行サービス手配業務取扱に関する研修の課程を修了した者 （２）総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者	良・不良
②５年ごとの定期研修を受講しているか。 ※定期研修受講予定である場合は「良」としてください。	良・不良
③選任された旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名等 ・氏名 _____、 修了、合格（認定）番号 _____ ・氏名 _____、 修了、合格（認定）番号 _____	良・不良
3. 緊急時の対応等	
①緊急時の業務分担、社内及び事故報告等関係機関への連絡体制が整っているか。	良・不良
②上記について、役員・従業員等に周知しているか。	良・不良
③苦情相談の窓口は定めているか。 また、苦情に係る事情と解決の結果等について、社内で周知しているか。	良・不良
4. 旅行業法に基づく東京都への届出	
①登録事項に変更があったときは、その日から３０日以内に登録事項変更届を、東京都に提出しているか。	良・不良
5. 貸切バスを利用した旅行の安全確保	
①輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインを踏まえた貸切バス事業者の選定・発注を行っているか。	良・不良

②長距離運転や夜間運転の際の乗務時間等遵守、交代運転者の配置等運転者の過労運転を行わせないための安全対策を実施しているか。	良・不良
③運送引受書及び運送申込書を用いた書面取引を行い、適切に保存しているか。また、運送申込書／運送引受書に運賃・料金の適正な上限額及び下限額が記載され、貸切バス事業者に支払う運賃・料金が上限額から下限額の間に収まっていることを確認しているか。さらに、貸切バス事業者から旅行者に対して運送の引受けに係る手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額又は率が記載されているか（運送申込書／運送引受書とは別に、書面により貸切バス事業者と旅行サービス手配業者の間で契約が締結されていて、当該契約の内容に手数料又はこれに類するものの支払いについて記載されている場合には、その書面が保存されているか）。	良・不良
④現実には実施が困難な行程や急な予定変更を貸切バス事業者に依頼しないことや、旅客の乗降時の安全の確保が十分でない場所を乗降場所として選定しないことに留意しているか。	良・不良
5. 禁止事項への関与等	
①旅行サービス手配業登録の名義を他人に利用させていないか。	良・不良
②旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対して、取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしていないか。	良・不良
③旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、債務の履行を不当に遅延する行為を行っていないか。	良・不良
④不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか。	良・不良
⑤貸切バスを利用した旅行において、白ナンバーバスの利用、交代運転者の要否、営業区域外の運行、停留場所の選定等他法令に違反する行為に関与していないか。	良・不良
⑥貸切バスの運賃・料金は上限額・下限額の範囲内に収まっていることを確認するとともに、運行終了後に必要に応じて正しく精算をしているか。	良・不良
⑦いわゆる薬事法やいわゆる景品表示法に違反した物品の販売に関与していないか。	良・不良
⑧上記の他、旅行業法に規定する禁止行為を行っていないか。	良・不良
⑨個人情報保護されているか。	良・不良

営業所名

(注意事項)

- 点検結果は、いずれかを○で囲んで下さい。点検を実施する営業所における旅行サービス手配業務について、点検項目が該当しない場合には点検結果欄に斜線「/」をして下さい。
- 自己点検表は、点検実施後、**2年間保管**して下さい。
（「主たる営業所」にあつては全営業所の点検結果、その他の営業所にあつては当該営業所の点検結果を保管して下さい。）
- 点検結果が不良であった事項については、直ちに改善措置を講ずるとともに、『概要』及び『改善結果』を別紙（様式は適宜）に記載し、**点検表とともに2年間保管**して下さい。